

東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例

東大和市立保健センター条例（昭和59年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第6条」を「第6条第1項若しくは第3項又は附則第7条第1項」に改め、「（以下「予防接種」という。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。